

監査公告第9号

定期監査結果に基づき総務部が講じた措置の公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項及び第4項の規定による定期監査の結果に基づき講じた措置について、総務部から報告がありましたので同条第14項の規定によりその内容を別紙のとおり公表します。

令和6年12月2日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 直史

総務部定期監査結果にかかる措置報告

監査結果（抜粋）

監査意見

- ・ 契約事務のマニュアル化について、次のとおり意見を付す。

本市では、公募型プロポーザル方式の入札が増加しているが、これに対応したマニュアルがない。契約事務は多くのリスクが想定され内部統制の最たるものである。リスク回避のためには基本となるマニュアルが必要であることから、契約担当課で作成し市の各部署を指導してほしい。また、これ以外でも契約事務に関してマニュアル化を推進されたい。

対 応

本市の多種多様な事業を実施する際に公募型プロポーザル方式を用いた事業者決定が増加している。こうした状況を踏まえ、他自治体のマニュアルを参考に本市独自のマニュアルを作成し、内部統制を図れるよう検討を進めたい。

また、契約事務のマニュアル化については、庁内グループウェアにより入札契約事務のマニュアルを掲載することで庁内の周知を図っており、今後も必要な情報の掲載に努める。